

明治・大正期の納涼床営業者の 鴨川官有地利用に関する研究 —先斗町三条・四条間を対象として—

林 倫子¹・神邊 和貴子²・出村 嘉史³・川崎 雅史⁴

¹学生員 京都大学大学院博士後期課程 工学研究科 (〒615-8540 京都市西京区京都大学桂)
E-mail:matsushita.michiko@t01.mbox.media.kyoto-u.ac.jp

²非会員 富士通株式会社 (〒211-8588 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1)

³正会員 岐阜大学准教授 工学部 (〒501-1193 岐阜県岐阜市柳戸1-1)
E-mail:demu@gifu-u.ac.jp

⁴正会員 京都大学大学院教授 工学研究科 (〒615-8540 京都市西京区京都大学桂)
E-mail:kawa@art.mbox.media.kyoto-u.ac.jp

本研究は、明治・大正期に鴨川の河川空間が官有地となり京都府の管理下にあった時期を取り上げ、官有地利用に関する行政文書など当時の史料の読み取りを通じて、料理屋・貸座敷営業者による先斗町の鴨川河岸地と堤外地の土地利用の仕組みを解明した。その結果、[1]当時の先斗町の鴨川官有地は、営業者にとって付加価値の高い場所として認識されていたこと、[2]先斗町の営業者は、河岸地を宅地として隣接する民有地と一体的に利用しており、その地先に当たる堤外には高床構造や床几構造を設け、それぞれ別の契約によって官有地を借用していたこと、[3]営業に用いる河川構造物は営業者が私費を持って設置・修繕を行っており、京都府は一定の節度を持ってその可否決定をなすことで鴨川の河川環境を管理していたことが明らかになった。

Key Words : *government-owned land, land tenancy, entertainment business in summer, Kamo River, Ponto-cho*

1. はじめに

(1) 研究の背景と目的

今日の京都鴨川では、低水敷に並べられた高床にて行われる夏季納涼床営業の様子が、京都を代表する伝統的景観として認知されている。沿岸の営業者が公共空間である河川空間を営業目的で占用するという鴨川納涼床の形態は、都市の水辺のあり方を考える上で、示唆に富む事例の一つであるといえよう。

鴨川で納涼を行う文化は、近世に始まったとされている。当時の絵図には、人々で大いに賑わう鴨川の様子が描かれており、中州や川岸など至る所に床机や高床が設けられ、営業者が遊興地として河原を利用していたことが確認できる。しかし、現代の納涼床に至るまでの納涼文化の継承を、近世から続く営業の単純な継続と見るべきではない。何故なら、明治期には河川をめぐる諸制度に大きな転換があったからである。中でも、鴨川の川岸

を含む河川空間が官有地化されたことにより、河川堤外部分を用いた納涼営業は近代土地制度の中に位置づけられた。このような社会の変化の中で納涼営業がどのように運営され維持されてきたのかという点については、これまで着目されてこなかった。

従って本研究の目的は、河川をめぐる諸制度の過渡期ともいえる明治・大正期、すなわち鴨川の河川空間が官有地となり京都府の管理下にあった時期に、料理屋・貸座敷営業者がどのような手続きを経て河川空間を利用していたのか、また営業者と京都府が官有地である河川環境の整備にどのように関わってきたのかを明らかにすることとする。

なお本研究で対象とするのは、現在も納涼床の設置される鴨川右岸のうち、三条通と四条通に挟まれた先斗町鴨川官有地である。これは、次項に述べるように、この地区に関する史料の残存状況が良いためである。

(2) 分析に用いた史料の概要

本研究で主に用いた史料は、京都府立総合資料館に保存された京都府庁文書のうち、明治29年（1896）から明治44年（1911）の官有地使用に関する書類である。特に明治32年の先斗町鴨川官有地借用についての書類が多く発見されたため、この年の借用システムを基本として考察を行った。官有地使用はその前後の年代にも継続的に行われていたものと推測されるが、この年代の書類のみが残されている理由については不明である。鴨川官有地についての書類は、官有地借使用に関する書類（借用願、命令書、御請書）と借用地上の構造物設置に関する書類（申請書、命令書、御届書）に大別され、その大半は鴨川沿いの料理屋・貸座敷営業に関連するものである。

その他、先斗町内の地割とその所有者、建物の立地、官有地の範囲の考察については、『京都府下遊廓由緒』附図や地籍図、旧土地台帳を元に把握した。

(3) 既往研究と本研究の位置付け

近代鴨川の納涼床営業に関する報告・研究としては以下のものがある。鴨川の河川改修と納涼床営業の形態との関連については、既に研究成果¹⁾がある。ここでは、明治27年（1894）の鴨川運河完成や大正初期の河床整理の前後で高床や床機構造がどのように変化したかを写真から確認した。本研究では官有地利用に関する行政文書を用いることにより、先行研究で提示された当時の河川景観について、景観形成の前提となる土地利用の仕組みから、より精緻に明らかにすることをねらいとしている。昭和33年（1958）初版発行の『鴨川の変遷』²⁾は、納涼床営業に対する京都府の働きかけとして、大正の河床整理に伴う床機設置の禁止、大正12年（1923）の高床構造の規定、昭和4年（1929）の新たな高床建設の禁止など大正期の動向を詳しく述べている。本研究で取り上げる史料は主に明治後期のものであり、これらの規制が行われる以前の納涼床営業の動向を明らかにできると考える。

本研究は、近代以降の河川をめぐる社会的変化に着目し、河川空間を管理する京都府とそれを利用する納涼営業者の関わりという点から、明治時に形成されていた鴨川の景観を検証しているという点で新規性がある。

2. 先斗町鴨川官有地の概要

(1) 先斗町鴨川沿いの料理屋・貸座敷営業の概要

先斗町は、寛文の鴨川築堤をうけて開発された新地の一つであり（図-1）、以来祇園町とともに遊興地として賑わっていった³⁾。『京都府下遊廓由緒』⁴⁾（明治5年写）によると、新河原町通が元々の川添であったところを、寛文10年（1670）秋に石垣等の普請があつて町が拡大され、延宝2年（1674）2月に若松町に5軒の家屋が建設された後、次第に町並みが形成されていったという。

明治期の鴨川右岸は、料亭や茶屋、旅館が立ち並ぶ歓楽街であった。例えば明治16年刊『工商技術都の魁』⁵⁾には、先斗町のすぐ北に当たる三条通北の鴨川沿いの貸座敷営業者によって、図-2のような広告が掲載されて

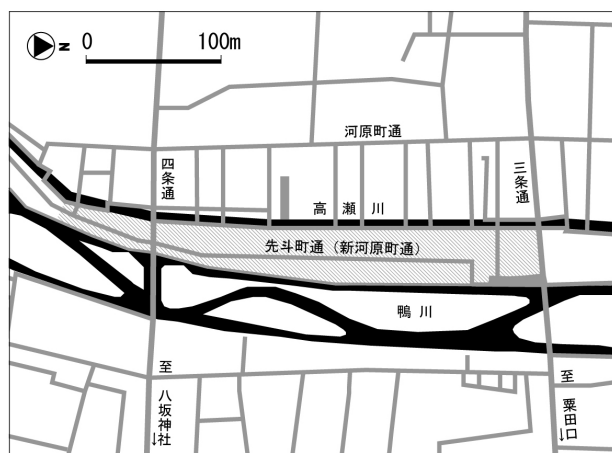


図-1 先斗町（着色部分）とその近辺
（『明治22年仮製2万分の1地形図』を元に筆者作成）

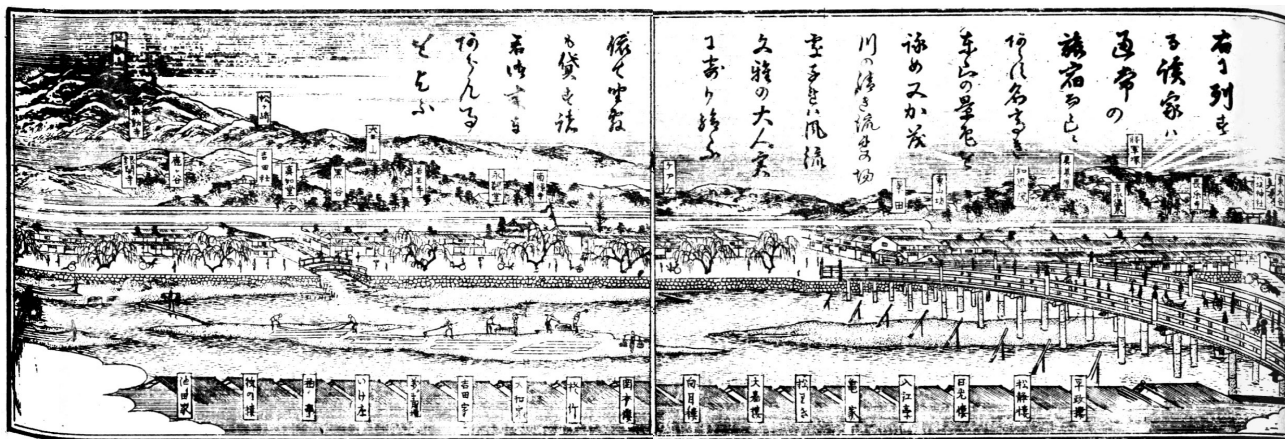


図-2 鴨川西岸の貸座敷営業者による東山と鴨川の眺望のよさを謳った広告（一部抜粋）
（この広告は先斗町近辺の三条通より北にある業者によって出されたものであるが、先斗町でも同様の営業行為が行われていたものと推測される。明治16年刊行『都の魁』より）

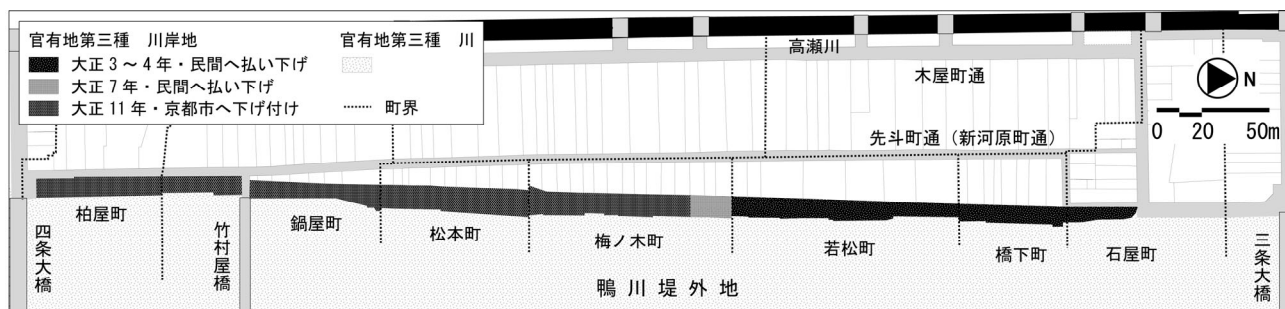


図-3 先斗町鴨川官有地の範囲 (明治17年『下京区地籍図』及び旧土地台帳の内容を元に筆者作成)

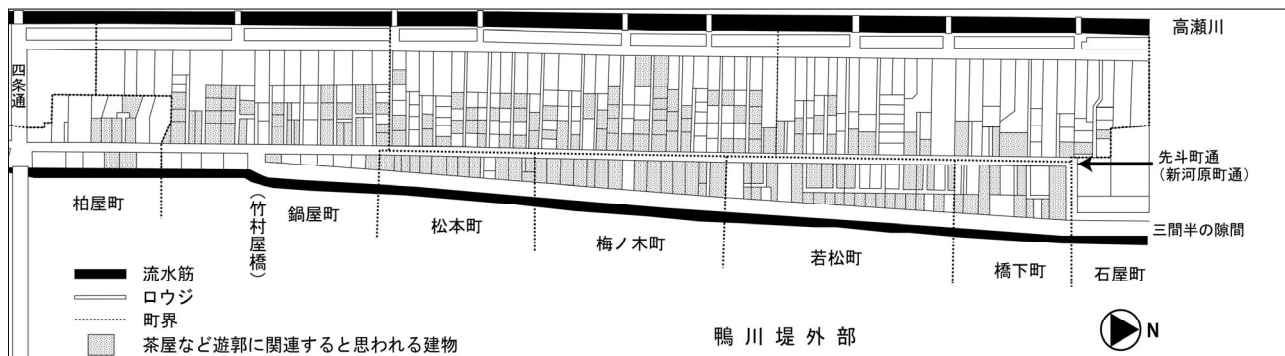


図-4 明治5年当時の先斗町の土地利用 (『京都府下遊廓由緒』附図『新河原町通之図』を元に筆者作成)

いる。この広告には次のような文言が見られる。

右に列する侯家ハ通常の旅館而已ニあらず。名高き東山の景色を詠め、又加茂川の清き流れの場処なれハ、風流文雅の大人、実に寄り給ふ。依て坐敷も貸す。諸君御来車あらん事を乞ふ。⁹⁾

このように、鴨川右岸の店は、鴨川の流水や東山の眺めのよさを謳って商売を行っていたため、その立地条件は営業に欠かせないものであった。これは先斗町でも同じであったと考えられる。例えば明治45年/大正元年(1912)の地価を調べた山田の研究⁷⁾によると、先斗町通(新河原町通)の東側、つまり寛文に開発された部分の地価は、同通りの西側の地価に比べてかなり高かったといい、川に面した土地の利用価値の高さが現れている。

(2) 先斗町鴨川官有地の範囲

明治17年(1942)『下京区地籍図』には、先斗町鴨川近辺に官有地第三種の「川岸地(河岸地)」と「川」の表記が見られる(図-3)。これによると、先斗町通から見た河岸地の奥行きは8~12m程度と見られ、「川岸地」と「川」の境界は堤防で、「川岸地」は堤防上、「川」は堤外地に相当したものと考えられる。

これらの官有地が制定された経緯を直接的に知ることは出来る史料は今のところ確認されていないが、この河岸地の範囲が官有地となる前にどのように利用されていたのかについては、先にも引用した『京都府下遊廓由緒』附図より確認される。

『京都府下遊廓由緒』は、遊廓の蔓延を憂えた京都府参事榎村正直の命により府下各遊廓の沿革と区域を明らかにするために編纂されたものであり⁸⁾、その附図である『新河原町通之図』(図-4)には明治5年当時の先斗町が描かれている。図中には細かく分割された区画のうち一部が着色して示されている他、「ロウジ(路地)」が明記されている。従ってこの附図は地割ではなく建物に基づいて描かれており、着色された建物は遊廓に関連する店舗を示しているものと考えてよいだろう。この図から先斗町通の東側、つまり寛文の新地開発で造成された部分を見ていくと、竹村屋橋¹⁾よりも北側の部分については、建物の東、つまり鴨川に隣接する部分に「三間半」の空地が描かれている。従って、竹村屋橋以北には明治5年当時、鴨川沿岸部に幅6m程度の空地が設けられていたようである。それに対して竹村屋橋以南にはこの空地は見られず、建物は川に接するように設けられており、この宅地の幅が三間半であると記されている。

一般に河川が官有地に組み入れられたのは明治6年太政官布告「地所名称区別」および明治7年太政官布告「改正地所名称区別」の公布時であるため、図-3に示した鴨川官有地の制定は『新河原町通之図』より後の年代のことと考えられる。両図を見比べると、『新河原町通之図』の流水沿いにある幅三間半の土地、つまり竹村屋橋以北の空地と竹村屋橋以南の建物の敷地が、明治17年の地籍図作成時まで官有地化されたことがわかる。以上のことから、鴨川の官有河岸地のうち少なくとも竹村屋橋以南の部分については、官有地化以前から既に建築物が存在し、住民によって利用されていたことが

外地を借用していた営業者のうち、河岸地の借用者を兼ねる者は料理屋営業4軒、貸座敷営業9軒と多数を占めており、河岸地の借用者を兼ねない者は1軒のみであった。つまり梅ノ木町では、先斗町通東の民有地の所有者が隣接する河岸地を借用してそこで自ら営業しており、その営業のために堤外の地先を借用している例が殆どであったものと考えられる。それに対して若松町では、堤外地を借用していた営業者のうち、河岸地の借用者を兼ねる者は1名のみで、残り14名は河岸地の借用者とは異なる人物であった。つまり若松町では、営業者が土地の所有者（つまり河岸地の借用者でもある）から店を借り、そこで営業を行う際に自らの店先の堤外を借用する例が殆どであったものと考えられる。

この考察の妥当性について、先斗町各町の土地利用から確認する。図-7中に示した太線は、先斗町通以東の明治32年当時の敷地境界を旧公図を参照して推定し、『新河原町通之図』上に示したものである。なお、当時官有河岸地であった部分については地割が存在しなかったため無記入である。これによると、梅ノ木町では一つの敷地が一つの建物で占められる場合が殆どである。それに対し若松町では、一つの敷地がロウジで細かく分割され、複数の建物が設けられている場合が殆どである。このような土地利用を考慮すると、若松町内の各建物は土地所有者から貸家として営業者にそれぞれ貸し付けられていた可能性が高いものと考えられる。なお図-6によると、松本町にも若松町と同様の傾向がみられる。これについて旧土地台帳から松本町の土地所有者を確認すると、明治32年当時、松本町の11筆の敷地は4人の人物に所有されており、うち2人が6筆と3筆をそれぞれ所有していた。従って、松本町の建物も、その多くが貸家として営業者に貸されていたものと考えられる。以上

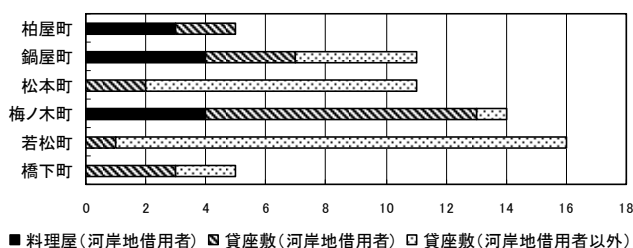


図-6 明治32年の先斗町鴨川堤外地の町別借用申請者数
(明治32年『季節ニ関スル貸下地及使用地一件』
の申請書類より筆者作成)

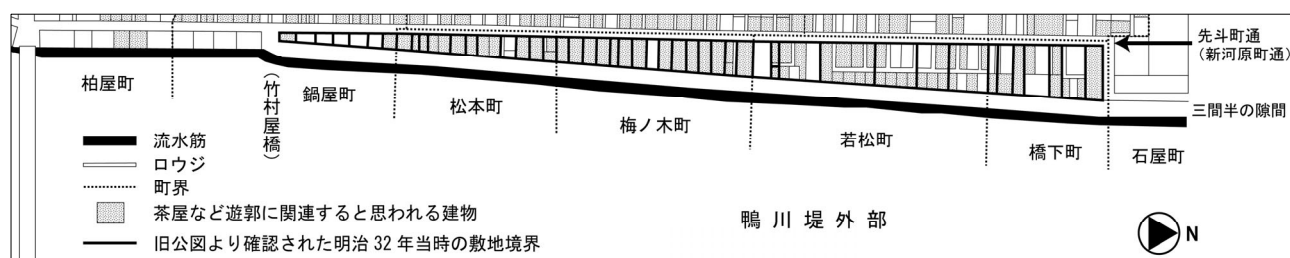


図-7 明治32年当時の先斗町沿岸部の敷地境界（『京都府下遊廊由緒』附図『新河原町通之図』を元に筆者作成）

の考察から、堤外地の借用は敷地単位ではなく店単位で行われており、河岸地の借用者と堤外地の借用者が異なる場合は、二者の間に借家契約が結ばれていたものと推定される。

堤外地の使用目的は、貸座敷営業あるいは料理屋営業のための高床構造の設置と書かれており、高床を店の1階や2階から張り出し設置していたものと考えられる。『明治22年仮製2万分の1地形図』など当時の地図類によると、明治の鴨川の河原には西岸に沿って一筋の流れが設けられていたようであり、高床はこの水筋上に設けられていたものと推測される。

更に先斗町内の料理屋11軒のうち7軒は、先に述べた高床構造の設置部分から更に先の堤外地を借用しており、その目的には「蔭床机設置」などと記述されていた。これらの店は、高床よりも更に川中に仮設的な床机を置いて営業を行っていたようである。

堤外地部分の借地料は月単位で決められており、川岸地沿いの高床利用の部分は16銭（坪・月）、その先の床机利用の部分は8銭（坪・月）となっている。

(3) 先斗町鴨川官有地借用のまとめ

図-8および図-9は、前項までの内容をもとに、先斗町の鴨川官有地借用について借用者と京都府との関係をまとめたものである。これらに示すように、先斗町の鴨川官有地の借用は河岸地と堤外地で別々に行われており、それぞれ先斗町の土地所有者と河岸地上に店を構える営業者が借用者となっていた。このように、先斗町鴨川官有地の借用者は同町の人々で占められていた。

ただし、付近の鴨川官有地、例えば四条大橋・三条大橋の下や左岸近くの堤外地を同時期に借用していた料理屋・貸座敷営業者には、鴨川沿岸以外に住所を置く者もいた¹¹⁾。従って、鴨川官有地の営業目的での借使用は、沿岸住人以外にも認められていたようである。にも関わらず、先斗町鴨川官有地の借用者が同町住人に限られていた理由として、先斗町では鴨川納涼に関する営業形態が近世から踏襲されており、官有地制定後も同町の人々に河岸と地先の借用権が優先的に認められていたという可能性が考えられる。しかし、官有地借用権の発生と認可については、近世の納涼営業および官有地借用システムの成立についての更なる研究成果を待たねばならない。

4. 官有地借用者と京都府の河川環境整備への関わり

(1) 堤防の建設・修繕

「官有荒蕪地御払下ケ願」¹²⁾ (大正 4 年 (1915) , 以下「払下願」と表記する) は、今井伊太郎が梅ノ木町以南の官有河岸地の借用者たちを代表し、河岸借用地の払い下げを求めて当時の内務大臣一木喜徳郎宛に提出したものである。「官有地拂下願處分ノ件」¹²⁾ (同年) によると、京都府は、先に京都市から無償での下付願が出されていたことを理由にこの払下願を不認可としており、実際に大正 11 年 (1922) に都市計画事業基本財産として京都市へ下げ付けられた。

この払下願には、借用地の払い下げを求める理由として、営業者らがこの官有河岸地を整備してきたあらましが述べられている。以下にその一部を引用する。

明治維新前ハ川添荒蕪地凸凹ニシテ一定セズ唯木杭ヲ打チ内部ハ板ヲ以テ水ヲ堰キ道路ヨリ低キ事数尺ノ低地ニ有之候処先斗町東側民有地ハ奥行少ク営業上不便ニ付官庁ニ出願ノ上借地仕私費ヲ以テ打杭水止ヲ除キ新ニ石垣ヲ築キ道路ト平均ニ地上ケ仕爾來時々出水ニ

遇バ石垣崩潰シ不少費用ヲ要シ候得共私費ヲ以テ修繕借地仕居

訴えによると、官有河岸地とされた荒蕪地、つまり『新河原町通之図』で三間半の空地として示された部分に相当するものと思われるが、この部分は明治維新までは木杭と板だけで水を堰きとめていた状態で、道路より数尺低い土地であったという。近世後期の絵図に描かれた鴨川の堤防には石積のほか板柵や蛇籠の部分もあったという指摘¹³⁾がなされているが、先斗町付近の護岸も近世当時は石垣ではなかったのであろう。更に払下願によると、この河岸地の石垣は借用者らが官庁に願い出た上で座敷営業のために造成したものであり、この石垣が壊れたときの修繕費用も借用者の私費で負担していたという。京都府庁文書の他の堤防修繕の申請書¹⁴⁾についても同様に、借用者が「自費ヲ以テ」工事を行うと記されている。このように、先斗町官有河岸地の堤防の設置や修繕という環境整備は、河岸を利用していた借用者によって常識的に行われていたことがわかる。

一方、官有地借用者による川の堤防整備に対し、京都府は整備申請に対する許可決定の権限を持つことで管理していたことが確認できる。例えば「川岸土堤目費修繕ノ義ニ付願書 (新河原町四條上ル) 」, 「官有貸下地川岸石岸築造難聞届ノ件」¹⁵⁾ (明治30年 (1897)) では、官有河岸地の借用者が護岸の木杭の腐食を理由に石垣の設置を申請したところ、修繕の名目で川の埋め立てをしようとしていると判断され不許可となっている。しかし同申請者が次年度に拝借地内に設置場所を変えて再度申請をしたところ、こちらは許可されている¹⁶⁾ (図-10) 。その他、堤防修繕の申請内容に対して京都府第一土木工区出張所による実地調査 (もしくは実地検査) が行われていた例も確認できる¹⁷⁾。

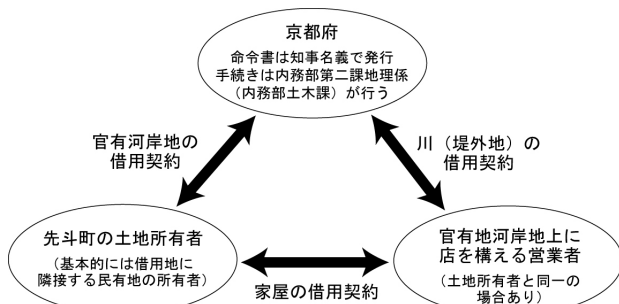


図-8 先斗町の鴨川官有地借用者と京都府との借用関係

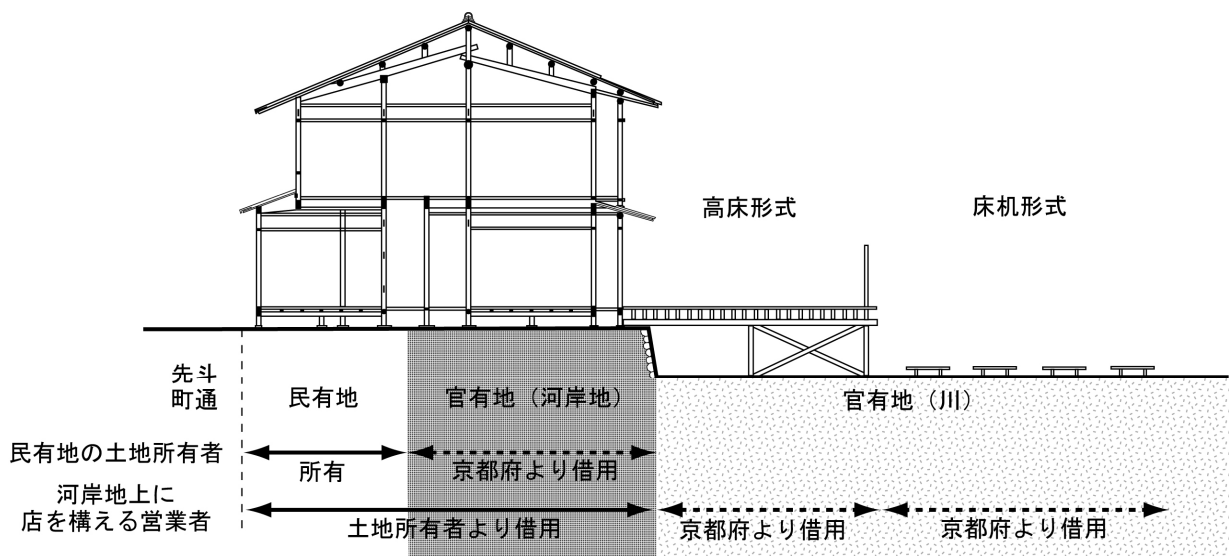


図-9 先斗町の鴨川官有地の借使用関係の模式図

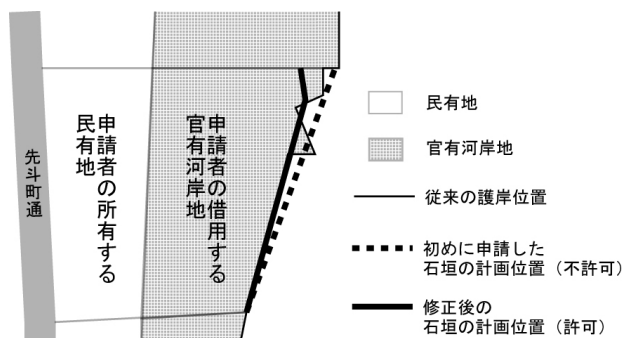


図-10 官有借用地と石垣の計画位置
(明治30年「官有貸下地川岸石岸築造難聞届ノ件」,
明治31年「借地内川岸修繕ノ件」を元に筆者作成)

(2) 営業に用いる構造物の設置と修繕

堤防の他にも、料理屋・貸座敷営業に必要な構造物の修繕および設置に、官有地の借用者が関わっていたことを示す記録が見られた。

a) 土抱の修繕

「流水筋修繕願」¹⁸⁾ (明治31年 (1898)) では、官有河岸地の借用者が借用地の前にある土抱の修繕を申請している (図-11)。申請書によると、この土抱は、土砂1坪を杉板30枚で囲い、杉丸太30本で留めたものである。申請書中には土抱がどのような目的で設けられたものなのかが記されていない。しかし土抱が付近の借用地の前にも連続して続いており、また別の書類¹⁹⁾からこの借用者が同時期に堤外地を高床の座敷設置のために借用していたことが確認できるため、写真-1のように、流水中に張り出した高床構造物の土台として用いていたものと推測される。

b) 堤外地への昇降道の設置

3章に述べたように、先斗町付近の鴨川西岸沿いの堤外地は全て、西に隣接する河岸借用地上に店を構える営業者によって借用されていた。従って先斗町外の営業者は、橋の下や川の中央部などを借用して営業を行っていた。これら堤防から離れた部分を借用していた業者は、自らの借用地まで客を案内するために、昇降路や橋を設けていたことが確認できる。例えば明治32年「官有地使用願ノ件」²⁰⁾では、「蒔床机」利用のために四条大橋と三条大橋の下を借用申請している営業者が、それぞれの橋の袂部分の借用と「板橋架設」や「昇降路設置」の申請を行っている。その他納涼床営業ではないが、明治32年「昇降道設置の件」²⁰⁾では、鴨川の中ほどで「魚釣営業」や「借馬営業」を行う営業者が、竹村屋橋の中ほどから川の中州へ降りるためのスロープを設置する申請書を提出している。なお、竹村屋橋は大正8年 (1919) に撤去された木造車道橋であるが²¹⁾、橋の西詰で営業していた先斗町の料理屋竹村屋が架けたものと言われており、これもまた営業者の手によって設けられたもののひとつである。

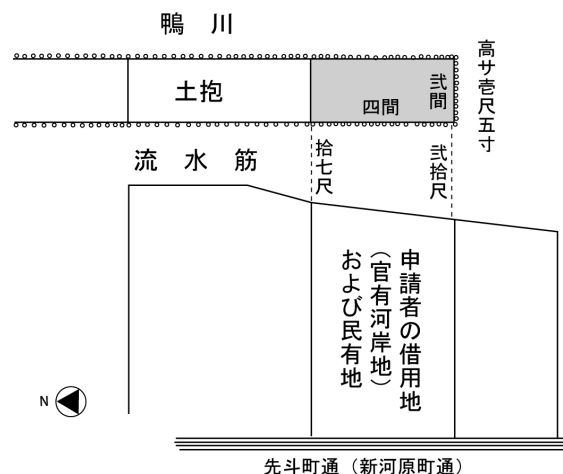


図-11 土抱修繕の申請者の借用地と土抱の位置関係
(明治31年「流水筋修繕願」を元に筆者作成)



写真-1 鴨川四条・五条間の流水上に張り出した高床の座敷
(国際日本文化研究センター古写真データベースより転載)

ただし、高床式座敷の前の河原に「蒔床机」を設置していた先斗町の料理屋営業者によって提出された借用申請書には、上記のような昇降路の設置に関する記述は特に見られなかった。これは、これらの店が、床机席へ納涼客を誘導するための昇降道を自らの借地内に確保していたため、申請書に明記する必要がなかったためではないかと推測される。

(3) 京都府による官有地上構造物の見た目についての指導

(1)で提示した払下願の末尾には、「尤モ御払下ヶ之許可ヲ蒙リ為上ハ宅地ニ変更シ当築堤堅固ニ致シ衛生上注意仕風景其他外見宜敷様仕候ニ付何卒特別之御詮議ヲ以テ御払下ヶ被成下候様只管奉願上候也」という文言が見られる。これは、もし京都府からの河岸借用地の払い下げがなかった場合、借用者は借地を宅地に変更し、築堤を堅固にし、衛生に注意し、風景その他外見に配慮するという旨を京都府に訴えたものである。当時、鴨川官有地を利用する営業者に対し、京都府が床営業の見た目

について指導していたふしがかえる。

明治 30 年 (1897) に高床設置目的で営業者から提出された堤外地の借用願に対する京都府からの命令書²²⁾には「夏期納涼ノ為本屋ニ引続キ木製高床掛構造ハ柱組立ヲ以テ板張り天井ハ白木綿覆ヒニシ簡易且体裁宜シキモノニ限ル」と記されている。明治 32 年の同様の書類²³⁾には、「納涼席設置ノ為メ木材切組高床ヲ架設シ夜間ニハ必ス新シキ白木綿又ハ白金巾ニテ天幕ヲナシ床下ヲ囲フ場合ニハ長サ五尺以下ノ棕欄繩ニテ編ミタルモノヲ用ユル構造トス」との文言が書類に印字されている。またはこの文言を書き写したと見られる記述が確認される。これらの定型句から、当時の京都府は鴨川沿いに設けられる高床構造に対し「本屋に接続すること」「柱と床は木製であること」「(夜間は)白木綿または白金巾で覆うこと」「床下を囲うには棕欄繩を編んだものを使うこと」という細かな構造やデザインの基準を持ち、それを営業者に周知させようとしていたものとみられる。

5. おわりに

本研究では、明治 32 年当時の先斗町の料理屋・貸座敷営業者による鴨川官有地利用の制度と手続き、そして河川環境に対する営業者と京都府の関わりについてみてきた。本研究で明らかになった主な成果は以下のとおりである。

- ・先斗町内で官有河岸地とされた区画は、その眺望の良さから、先斗町の営業者たちにとって付加価値の高い場所として認識されていた。官有地化される前の明治 5 年時点では、この区画のうち、竹村屋橋以北は空地であった。竹村屋橋以南は既に宅地として利用されていた。
- ・先斗町の料理屋・貸座敷営業者は、鴨川官有地を京都府より借用し営業していた。借用申請は、建物を設ける河岸地と高床や床机を設置する川(堤外地)でそれぞれ別に行われ、府より通達された借地料を支払っていた。河岸官有地部分は先斗町内の土地所有者が敷地単位で借用し、隣接する所有地と一体的に利用していた。一方先斗町地先の鴨川堤外地は、河岸借用地上に店を構える営業者が店単位で借用し、高床構造の座敷や蔭床机などを設置していた。つまり、先斗町付近の鴨川官有地はすべて先斗町の営業者によって借使用されていた。
- ・護岸や土抱、堤外への昇降道などといった官有地内の河川構造物は、京都府の許可を得たうえで営業者が私費をもって設置・修繕していた。京都府は、営業者による申請手続きの際に新たな土地造成を阻止し、構造物の見た目への留意を促すなど、一定の節度をもつ

て営業者に働きかけることにより、鴨川の河川環境を管理するという立場にあった。

しかしこのような官有地借用関係の始まりと終わり、つまり鴨川河岸の官有地化および京都市への下付の経緯については、本研究が明らかにするところではない。これらは京都の近代都市計画とも大きく関連する問題であり、今後の研究課題としたい。

補注

- [1] 『京都府下遊廓由緒』附図中には竹村屋橋が描かれておらず、明治5年当時にはまだ橋が存在していなかった可能性も考えられる。本文中では、図-3と図-4の対応関係をわかりやすくするための基準として橋の位置を示しているが、それは橋の建設時期や形態に関する議論を踏まえたものではない。
- [2] ただし橋下町北部にあった女紅場に隣接する官有川岸地については、女紅場取締の出雲房次郎が申請者である。

参考文献

- 1) 田中尚人, 川崎雅史, 牧田通: 水辺におけるアメニティの変遷に関する研究 — 京都鴨川の納涼床を対象として —, 土木計画学研究・論文集, No.16, pp.479-484, 1999.
- 2) 京都府土木建築部河港課編: 鴨川の変遷, pp.11-14, 1980.
- 3) 京都市編: 京都の歴史 第5巻 近世の展開, pp.474-475, 1979.
- 4) 京都府下遊廓由緒, 新撰京都叢書 第九巻, 臨川書店, pp.119-120, 1986.
- 5) 石田有年編: 工商技術都の魁, 下巻, pp.86-87, 1883.
- 6) 新撰京都叢書 第六巻, 臨川書店, pp.119-120, 1985.
- 7) 山田誠: 地価分布からみた近代京都の地域構造, 丸山宏・伊從勉・高木博志編『近代京都研究』, 思文閣出版, pp.86-108, 1980.
- 8) 前掲4): 新撰京都叢書 第九巻, p.2
- 9) 京都府庁文書: 官有土地水面払下譲与願, 大正4年
- 10) 京都府庁文書: 官有土地貸下並ニ公有土地水面使用一件書類, 借地上ノ建屋改築ノ件(下京区新河原町通四条上ル鍋屋町地内), 明治31-32年
- 11) 京都府庁文書: 季節ニ関スル貸下地及使用地一件, 官有地使用願ノ件, 明治32年 など
- 12) 前掲8): 官有土地水面払下譲与願
- 13) 吉越昭久: 名所図会類にみる河川景観, 奈良大学紀要, 第21号, p.151, 1992.
- 14) 京都府庁文書: 官有土地貸下並ニ公有土地水面使用一件, 官有地護岸修繕ノ件, 明治33年 など
- 15) 京都府庁文書: 官有土地貸下並ニ公有土地水面使用一件書類, 明治30年
- 16) 京都府庁文書: 官有土地貸下並ニ公有土地水面使用一件書類, 借地内川岸修繕ノ件(下京区新河原町通上ル鍋屋町加茂川縁), 明治31年
- 17) 前掲16): 官有土地貸下並ニ公有土地水面使用一件書類,

借地内川岸修繕ノ件（下京区先斗町四条上ル梅ノ木町加茂川縁官有貸下地）

- 18) 前掲16)：官有土地貸下並ニ公有土地水面使用一件書類
- 19) 前掲11)：季節ニ関スル貸下地及使用地一件，官有地使用願，官有地使用追願
- 20) 前掲11)：季節ニ関スル貸下地及使用地一件
- 21) 白木正俊：近代における鴨川の景観についての一考察—

四条大橋と車道橋を中心に—，新しい歴史学のために，257号，京都民科歴史部会，pp.6-10，2005.

- 22) 前掲15)：官有土地貸下並ニ公有土地水面使用一件書類，命令書（新川原町四条上ル加茂川水面）
- 23) 前掲11)：季節ニ関スル貸下地及使用地一件

(2009. 9. 29 受付)

UTILIZATION OF THE GOVERNMENT-OWNED LAND
ALONG THE KAMO RIVER FOR ENTERTAINMENT BUSINESS
IN THE MEIJI AND TAISHO PERIOD:
The Case of Ponto-cho between the Sanjo Street and the Shijo Street

Michiko HAYASHI, Wakiko KAMBE, Yoshifumi DEMURA
and Masashi KAWASAKI

The riverfront of the Kamo River in Kyoto had been an entertainment area to enjoy the cool evening breeze in summer since the Edo era. This study aims to clarify the utilization of the river area for entertainment businesses in the Meiji and Taisho period, when the river area was the government-owned land. Administrative documents at that time shows the procedure for utilization of the riverfront space and the maintenance of the river environment by the proprietors and Kyoto Pref.